

「病院等の開設等に関する指導要綱」の見直しについて

1 主な見直し項目

(1) 平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」を踏まえた見直し（第 4 条、第 8 条関係）

- ・ 標記通知において、新たな病床を整備する予定の医療機関を把握した際などに、地域医療構想調整会議（県域にあっては地区保健医療福祉推進会議、以下「調整会議」という。）と連携して取り組むよう示されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。
- ・ なお、事前協議を要しない場合（いわゆる「適用除外」）は、基本的に従前のおおりの取扱いとするが、過剰な病床機能への転換を伴う場合や機能を大幅に変更すると認められる場合は、必要に応じて、調整会議と連携して調整を進めることとする。

(2) 事前協議の申出に係る条件と手続き期限（目安）の設定（第 5 条、第 11 条関係）

- ・ 事前協議を申し出できる条件と手続き期限を目安として設定する。

○条件

期間内に工事契約の締結を行い、工事契約書を提出することができる場合とする。

○期限（目安）

- ・ 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合 病床配分の決定通知日から 1 年以内
- ・ 新設（移転再整備を含む）及び改築又は、増築をともなう増床の場合 病床配分の決定通知日から 2 年以内
- ・ 再開発事業・土地区画整理事業等に伴う新築・移転の場合 事業計画で予定する期日
- ・ 前項のいずれにもより難しい場合 計画に応じて必要と認められる期間

(3) 事前協議の受付期間の定め方の見直し（第 6 条関係）

- ・ 毎年の時点修正による要綱改正を避けるため、県保健医療計画推進会議で了承を得た期間とする。

(4) 県と政令市等の事務手続きの明確化のための規定の整備（第 4 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条関係）

- ・ 手続きの明確化を図るため、所要の規定を整備する。

2 今後のスケジュール（予定）

- ・ 平成 30 年 7 月 25 日 （県保健医療計画推進会議） 見直し内容を提示、意見聴取
- ・ 平成 30 年 7 月末 要綱決定（市町村への通知）
- ・ 平成 30 年 8 月上旬 （調整会議） 病床協議の方針検討、決定
～ 9 月上旬
- ・ 平成 30 年 9 月中旬 （県保健医療計画推進会議） 病床協議開始
- ・ 平成 30 年 9 月下旬 募集開始